

滋賀県製品等を通じた貢献量評価手法検討会設置要領

1. 目的

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例では、環境保全と経済成長の両立を基本理念に掲げ、第 20 条に規定する事業者行動計画において、製品の生産等を通じて他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する取組（以下「製品等を通じた貢献」という。）を事業者が記載する項目の一つに掲げたところである。

製品等を通じた貢献の量を定量的に示すことが、本制度をより効果的に機能させる上で必要と考えられるが、このような取組は、一部の事業者が自らの事業活動報告書等の中で試みがなされているものの、現時点で評価手法は存在していないため、事業者が自らの貢献量を定量的に評価するための手法を早急に開発することが必要となっている。

以上を踏まえて、製品等を通じた貢献の量の自主評価を新たに行おうとする事業者にとって参考となる定量的な評価手法を検討し、併せてこれに関連する情報の収集整理を行うため、本検討会を設置する。

2. 組織

別紙 1 に示す委員名簿のとおりとする。

なお、検討会には、議題に応じて、委員の所属機関から必要となる職員を参加させることができるものとする。

3. 所管事項

検討会は、製品等を通じた貢献量評価手法の検討およびこれに関連する情報の収集整理を行うこととする。

4. 検討会の招集

検討会は、琵琶湖環境部長が招集する。

5. 事務局

検討会の庶務を処理するため、琵琶湖環境部温暖化対策課に事務局を置く。

6. 設置期間

平成 25 年 3 月 31 日までとする。

7. 検討会等の公表

検討会および検討会で使用する資料の公表に関する取り扱いは、別紙 2 のとおりとする。

8. その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成23年8月29日から施行する。

付則

この要領は、平成23年10月5日から施行する。

**滋賀県製品等を通じた貢献量評価手法検討会製品等を通じた
貢献量評価手法検討会 委員名簿**

氏名	職名等	備考
笠坊 美紀	東レ株式会社瀬田工場 環境・エネルギー開発センター 企画推進室	
橋井 亨	京セラ株式会社滋賀八日市工場 環境安全部環境課	
相山 和紀	パナソニック株式会社 ホームアプライアンス社 環境推進グループ 企画チーム	
竹内 正剛	ダイハツ工業株式会社 環境室	
仁連 孝昭	公立大学法人滋賀県立大学 副学長	座長
橋本 征二	立命館大学理工学部環境システム工学科 教授	

(敬称略・50音順)

[別紙 2]

検討会および配付資料等の公開について

本検討会および配付資料等の公開については、以下のとおりとします。

1. 検討会

本検討会については、企業秘密に関連する情報を取り扱う可能性があるため、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、原則、傍聴を認めません。

2. 議事録

本検討会の議事録については、会議終了後に事務局にて速やかに議事要旨を作成し、出席された委員等への内容確認の上、検討会の全委員に配付しますが、企業秘密に関連する情報を取り扱う可能性があるため、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、非公開とします。

3. 議事要旨

本検討会の議事要旨については、2. 議事録と並行して事務局にて速やかに作成し、出席された委員等への内容確認の上、県のホームページ等において公開します。なお、議事要旨では、発言要旨の記載とし、発言者名は記載しません。

4. 配付資料

配付資料に関して、原則、公開することとしますが、企業秘密等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断された場合は、非公開とします。